



第1章 総則

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために、児童・生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 生活に関すること

第2条 生活時間について

(1) 始業時刻

8時20分までに登校し、8時20分から朝の読書や朝学習等を行う。8時20分に教室に入って席についていない場合、遅刻となる。ただし、朝会のときは、8時20分までに大ホールまたは小ホールに集合する。

(2) 下校時刻

- ① 4・5・6・7・9月は、18時完全下校とする。
- ② 10・2・3月は、17時30分完全下校とする。
- ③ 11・12・1月は、17時完全下校とする。
- ④ 夏・冬・春休みの部活動は、16時30分完全下校とする。
- ⑤ 大会前1週間は30分の部活動の延長を許可する。

第3条 登下校について

- (1) 交通道徳を守り、寄り道、買い食い等をしない。
- (2) 交通安全に気をつけ、自分自身の身を守るよう心がける。
- (3) 早退、遅刻、欠席（忌引）の際は、保護者が電話・メール・生活ノート等で理由を担当に届け出る。
- (4) 自転車・バス・その他の乗り物で登下校するときは学校に届け、許可を受ける。なお、自転車を使用する場合は必ずヘルメットを正しく着用し（あごひもを止める）、定められた場所に置く。なお、自転車通学を許可する目安は自宅から学校までの通学距離が2km以上あることとする。ヘルメットの着用等交通道徳を守れない場合、自転車通学を禁止する場合もある。また、自転車保険に必ず加入すること。
 ※入試や練習試合、職場体験学習など、学校教育の一環として別の場所に移動する際に、臨時的に自転車利用を希望する生徒は、事前に、担任を通して学校に申し出て許可を得ること。その際にも、必ずヘルメットを着用する。**（貸与用のヘルメットはないので各自準備する。）**
- (5) 登校後は下校まで校外に出てはいけない。忘れ物等を取りに帰ることも禁止する。病院受診等どうしても必要がある場合は、保護者から連絡をしてもらい、許可を受ける。
- (6) 土日祝日や長期休業中などで部活動のために登校する際は、体操服や部活動の服装で登校してもよい。

第4条 服装について

- (1) 学校指定の制服を正しく着用する。

制服の規定			
	上着	ズボン・スカート	シャツ
4月～5月 (冬服)	ブレザー	冬ズボン、夏ズボン 冬スカート、夏スカート	長そでシャツ(学校指定)

6月～9月 (夏服)	着用しない (体温等により使用可)	同上	半袖ポロシャツ(学校指定) クルーズで第1ボタン解放可
10月～3月 (冬服)	ブレザー	同上	長袖シャツ(学校指定)

*性別によるスカートおよびズボンの着用についての制限はありません。

防寒着	冬期防寒用として、黒・白・紺・グレー系等の無地(ワンポイントは可)のセーター・カーディガン・ベストをブレザーの下に着用してもよい。 ※ただし、セーターやカーディガンのみで授業等を受けない。袖からセーターなどが出ないように着用する。 冬期防寒用として、黒色・ベージュ色のタイツを着用してもよい。(体操服着用時は、見えない様に着用すること) ※ <u>自転車利用者は</u> 、登下校中に限り、ウィンドブレーカーを着用できる。
名札	名札は左の胸につける。役員章や生徒会バッジは左襟につける。(夏服も同様)
ソックス	ソックスは男女とも白・黒の無地(ワンポイントは可)で、くるぶしが隠れるものを着用する。但し、入学式・卒業式の際は白に限定する。 くるぶしソックスやルーズソックスなど流行のソックスは着用しない。
アンダーシャツ	色は白・黒・紺・グレーの無地(ワンポイントは可)とする。※冬場に防寒のためアンダーシャツを着用する場合、見えないように着用すること。(体操服着用時も同様)
スカート	スカート丈は膝が隠れる程度の長さとする。
ベルト	色は黒、又は茶を基調としたもので、幅はベルト通しの幅に準ずるものを着用する。
靴	通学用靴は白無地のひも靴を使用する。アップシューズや色つきの靴は使用しない。上履きは学校指定のものを着用する。靴は表面がすべて白のもの(ワンポイント不可)とする。
手袋・マフラー ネックウォーマー	登下校時のみ着用を認める。色はセーター・カーディガン・ベストに準ずる。校内では着用しない。10月から3月まで使用可。
通学カバン	学校指定のカバンを使用する。 キーホルダー等を目印としてつける場合、華美でない小さいものを1つまでとする。

(2) 移行期間の服装について

- 夏服、冬服のどちらでもかまわない。
- ポロシャツの上にブレザーを着用してもかまわない。
- 衣替えの移行時期は、6月1日、10月1日の前後2週間ずつを基準とするが、気候を考慮して、その都度指示する。

第5条 頭髪等について

- (1) 学習の妨げにならない髪型とする。前髪が目にかからないようし、後ろは肩より長くなった場合はゴムで耳より低い位置に結ぶようにする。ゴムの色は黒・紺または茶とする。
- (2) 入試に適した髪形にする。奇抜な髪形にしない。
- (3) パーマ、染色、脱色はしない。また、整髪料は使用しない。清潔感のある頭髪を心がける。
- (4) 手足のつめをのばしたり、マニキュアをつけたり、ピアス、ネックレス、ブレスレット、ミサンガなどの装身具を付けたりしない。

(5) 眉ぞりはしない。理髪店等でそろえてもらうことも禁止とする。

第6条 その他

(1) 外出の際は、行き先・目的・帰宅時間を必ず家の人に伝える。

(2) アルバイトは原則として禁止する。ただし、状況により必要なときは、学校に許可願いを申請する。

(3) コンビニやスーパー、ショッピングセンター（ゆめタウンなど）、映画や催し物の観覧、カラオケボックスやゲームセンター、夜間外出、旅行、キャンプ、海水浴等の活動は、保護者の責任で行う。

(4) 忌引きは次の期間内とする。

1 親等(父母) 7日以内

2 親等(祖父母・兄弟姉妹) 3日以内

3 親等(曾祖父母・おじ・おば・おい・めい) 1日以内。

(5) お茶を水筒に入れて持ってきてよい。ただし、飲むのは休憩時、昼食時に限る。

※運動会練習時や長期休業中、土・日・祝日等の長時間にわたる部活動の練習時に限り、スポーツ飲料を水筒に入れて持参することを許可する。

(6) 教科書・ノートは持って帰る。ただし、教科で許可されたものは除く。

(7) スマートフォン・携帯電話、時計、携帯用音楽映像機器、ゲーム類、カメラ、雑誌、菓子類、その他の学習に不必要な物を持ってこない。ただし、部活動や行事等その他の理由で必要な場合は、担当教員に事前に許可を得る。

違反があった場合、学校で一時的に預かり、**保護者に返却**する。また、スマートフォン等は、必ず保護者の責任の元に使用させる。

(8) 交通安全に気を付ける。

① 交通ルールを守る。特に自転車に乗る時はスピードの出し過ぎ等に十分気を付ける。

② 交通量が多い道や急な坂道、狭い道など危険な道路では自転車に乗らない。

③ 二人乗りや手離し運転、夜間の無灯火運転はしない。

④ 交差点では必ず左右の安全を確認し、せまい道から広い道路に出すときは必ず一時停止する。

(9) 器物破損について

① 次の場合、必ず、担任や部活動顧問等の関係の教員に報告する。

ア 校内で自らが器物を破損した場合（**破損届の提出**）

イ 校内で他の者が器物を破損する行為を目撃した場合

ウ 校内で器物が破損されているのを発見した場合

② 原則として、破損者が、修理・修繕などに係る費用を弁償する。破損者複数の場合は、費用を破損者数で除した金額を弁償する。

(10) タブレット使用について

① タブレットは原則、授業または行事等に関わって使用を許可する。

② 教育上の目的以外での使用は禁止する。(教員の許可なく写真を撮ったり、インターネットに接続したり、個人的な目的で使用したりすることは厳しく禁止する。)

第3章 特別な指導に関すること

第1条 次の問題行動を起こした児童生徒で、教育上必要だと認められる場合は、別室で一定期間の特別な指導を行う。万引きやサイバー犯罪等、法令、法規に違反する場合は、健全育成の観点から、必要に応じて警察連携や保護者招聘を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
(喫煙同席・喫煙準備行為
・煙草等の所持を含む)
- ② 暴力・威圧・強要
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反(暴走族等への加入を含む)
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令、法規に違反する行為

(2) 本校の校則等に違反する行為

- ① いじめ
- ② カンニング
- ③ 家出および深夜徘徊
- ④ 無断アルバイト
- ⑤ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑥ 指導に従わないなどの指導無視および暴言等
- ⑦ 授業エスケープ、授業妨害、無断欠課等
- ⑧ 髪型、服装など容儀に校則違反があり、
その場で直せない場合
- ⑨ その他、学校が教育上必要とすると判断した行為

第3条 中学校では説諭・反省文、別室での特別指導、通常の生活をさせながら放課後などを使った特別な指導を行う。

- (1) 容儀違反は直してから教室に戻ることを原則とする。
- (2) 特別な指導期間中にある定期試験等は別室で受験する。
- (3) 特別な指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

第4条 別室での指導の期間は、おおむね1日から3日とし、通常の生活をさせながら行う反省指導の期間はおおむね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等の状況により、指導期間を変更することがある。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

